

日本集中治療医学会 集中治療認証看護師制度 Q&A

【受験要件に必要な臨床経験について】

臨床経験について

Q: 看護師経験年数は何年必要ですか？

A: 基準を満たす治療室において重症患者の看護を行った経験が常勤で通算3年以上必要になります(申請の手引きをご参照ください)。よって、受験資格として看護師経験年数が最低3年以上は必要となります。(常勤とは、所属施設が定めるフルタイムの勤務時間全てを就業することとする)

Q: 受験前年度の3月31日に、集中治療室で勤務していましたが、現在は一般病棟で勤務しています。ICRNの受験は可能でしょうか？

A: 受験前年度の3月31日時点で基準を満たす治療室に勤務しており、基準を満たす治療室で重症患者の看護を行った経験が常勤で通算3年以上であり、かつ指定の研修要件を満たせば、受験時に一般病棟勤務であってもICRNとして受験が可能です。

Q: 受験前年度の2月2日に、集中治療室から一般病棟に異動しました。ICRNの受験は可能でしょうか？

A: 受験前年度の3月31日時点で基準を満たす治療室に勤務している必要がありますので、ICRNの受験はできません。ただし指定の臨床経験と研修要件を満たせば、ICRN-KIについては受験が可能です。

Q: 受験前年度の3月31日は一般病棟で勤務していましたが、4月1日から集中治療室に異動しました。臨床経験の要件は満たしていますが、ICRNの受験は可能でしょうか？

A: 受験前年度の3月31日時点で基準を満たす治療室に勤務している必要がありますので、ICRNの受験はできません。ただし指定の研修要件を満たせば、ICRN-KIについては受験が可能です。

Q: 新卒看護師で入職した際、部署はICUに決まっていたのですが、最初の1週間は看護部所属となっています。看護部所属の1週間はICRNの臨床経験としては対象外となりますか？

A: ICUに配属が決まっている場合は、臨床経験に含まれます。

Q: 気管挿管・人工呼吸の患者はあまり入室していませんでした。基準を満たす治療室ではあるのですが、受験は可能でしょうか？

A: 受験には基準を満たす治療室において、重症患者の看護を行った経験が常勤で通算3年以上必要になります。「重症患者の看護を行った経験」とは、気管挿管中の人工呼吸管理下の患者で、かつ、観血的動脈ラインの管理を要する看護を日常的に行っていることを示しています。よって、受験の基準を満たさないと考えられます。

Q: HCUですが、重症患者の看護を日常的に行っています。臨床経験として認められますか？

A: 臨床経験では、基準を満たす治療室(特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料を算定している治療室)での経験が要件となります。病院内における治療室の呼称ではなく、算定している特定入院料をご確認のうえ、受験申請をお願いします。

Q: 所属部署はHCUで、ハイケアユニット入院医療管理料を取得していますが、気管挿管・人工呼吸の患者が日常的に入室しています。ICRNの受験は可能でしょうか？

A: 基準を満たす治療室は、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料を算定している治療室となりますので、ICRNの受験はできません。ただし、指定の臨床経験と研修要件を満たせば、ICRN-Kについては受験が可能です。

Q: 臨床経験は以前に勤めていた施設と合算できますか？

A: 臨床経験は、合算することができます。

Q: 週に1度救急外来での勤務があり、それ以外はICUにおいて、重症患者の看護を日常的に行っています。臨床経験として認められますか？

A: 救急外来は基準を満たす治療室に該当しません。救急外来における勤務時間を除き、基準を満たす治療室での重症患者の看護を行った経験が常勤で通算3年以上あるかご確認ください。

Q: 過去に2年ICUでの勤務があり、その後病棟勤務でした。昨年度からICUに異動し、重症患者の看護を日常的に行っています。連続して治療室に勤務していないと、臨床経験として認められないでしょうか？

A: 基準を満たす治療室での経験を、合算することができます。基準を満たす治療室での重症患者の看護を行った経験が常勤で通算3年以上あるかご確認ください。

Q: 1年前に退職し、現在大学院で学んでおり、病院で働いていません。ICRN-Kの受験資格はありますか？

A: 研修受講と臨床経験の要件を満たしていれば、ICRN-Kとして受験することが可能です。ただし、ICRN-Kとしての受験資格である『受験申請前年度の3月31日時点で、直近の基準を満たす治療室(重症患者の看護を行った経験を得た治療室)の勤務から5年以内であること。』を満たす必要があります。

Q: ICRN-Kで認証を受けた場合は、ICUや救命救急センターに異動しない限り、ICRN-Kのままなのでしょうか。

A: ICRN-Kを認証された年度の4月1日から、次の更新申請前年度の3月31日までに320時間以上、基準を満たす治療室での看護の経験(研修やヘルプも含む)があり、指定の研修要件を満たせば、ICRNで更新が可能です。

Q: ICUで働いていますが、常勤ではなく、嘱託勤務(非常勤)です。ICRNを受験できますか？

A: 常勤で通算3年以上、基準を満たす治療室で勤務していることが必要です。雇用形態が常勤以外の場合は受験できません。なお、他施設において常勤で勤務していた場合は、その期間が通算3年以上、直近の基準を満たす治療室の勤務から5年以内であればICRN-Kの受験が可能です。

Q: 現在、ICUに所属していますが、昨年度の2月から休職しています。ICRNを受験できますか？

A: 前年度の3月31日時点において常勤で基準を満たす治療室に勤務している必要がありますので、受験できません。ただし、指定の研修要件を満たし、常勤で通算3年以上の基準を満たす治療室での勤務があり、直近の基準を満たす治療室の勤務から5年以内であればICRN-Kの受験が可能です。